

(参考)ふるさと納税返礼品 地場産品基準の例

- 1号 羽曳野市内において生産されたものであること。
- 2号 羽曳野市内において返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたものであること。
- 3号 羽曳野市内において返礼品等の製造、加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているものであること。ただし、当該工程が次に掲げるものである場合には、それぞれに定めるものに限ることとする。
 - イ 食肉の熟成又は玄米の精白 当該地方団体の属する都道府県の区域内において生産されたものを原材料とするもの
 - ロ 製品の企画立案その他の当該製品に実質的な変更を加えるものでない工程当該製品の製造業者により、当該製品の価値の過半が当該地方団体の区域内で生じている旨の証明がなされたもの
- 4号 羽曳野市内において生産されたものであって、近隣の他の市町村において生産されたものと混在したもの（流通構造上、混在することが避けられない場合に限る。）であること。
- 5号 羽曳野市の広報の目的で生産された羽曳野市のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から羽曳野市の独自の返礼品等であることが明白なものであること。
- 6号 1号から5号に該当する返礼品等と当該返礼品等に附帯するものとを合わせて提供するものであって、当該返礼品等の価値が当該提供するものの価値全体の7割以上であること。
- 7号 羽曳野市内において提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が羽曳野市に相当程度関連性のあるものであること。